

飯山市と文化学園との連携に関する協定書

平成26年6月19日

飯山市（以下「甲」という。）と学校法人文化学園（以下「乙」という。）は、その有する人的及び知的資源を交換し、文化興隆、産業振興、教育、学術研究の分野において連携協力をする事により、相互の発展に資するため、以下のとおり協定を締結する。

甲 長野県飯山市大字飯山 1110-1
飯山市長 足立 正則

乙 東京都渋谷区代々木 3-22-1
学校法人文化学園理事長 大 沼 淳

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が包括的な連携を行い、文化興隆、産業振興、教育、学術研究の分野で相互に協力し、地域発展及び人材育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、以下の事項について連携協力する。

- 1 地域文化の興隆に資すること。
- 2 地域産業の振興に資すること。
- 3 まちづくりに資すること。
- 4 人材育成に資すること。
- 5 教育及び学術研究に資すること。
- 6 その他、甲及び乙が必要と認める事項

（連携協議会）

第3条 前条に掲げる連携協力事項の円滑な推進を図るため、連携協議会を設置する。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、署名押印日を起点として3年間とする。ただし期間満了1月前までに甲又は乙から解消、変更の申し入れがない場合は、同一内容にてさらに3年間延長するものとし、以降も同様とする。

（細目）

第5条 本協定に定める事項について疑義が生じた場合又は新たに加えるべき事項が生じた場合には、甲と乙で協議して定めるものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各自1通を保有する。